

会 議 録

会議の名称	平成26年11月4日開催政策会議	
開催日時	平成26年11月4日(火曜日) 午前9時00分から 午後3時35分まで	
出席者	区長、板垣副区長、秋山副区長、教育長、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、地域行政部長、総務部長、区長室長、生活文化部長、保健福祉部長、都市整備部長、会計管理者、教育次長、区議会事務局長	
審議概要	1	<p>世田谷区立老人会館(ひだまり友遊会館)の指定管理者の選定結果について</p> <p>生活文化部</p> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流などの新たな提案について、選定された事業者は充実していたとの説明があった。 ・事業者の質については、1次審査では「6運営の効率性と管理経費」「7事業提案」、2次審査では「安全確保・緊急時対応」の項目で接遇等を評価し、実地踏査も行ったとの説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>
	2	<p>(仮称)せたがや平和資料館事業方針等について</p> <p>生活文化部 教育委員会事務局</p> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛称については、公募を行い、(仮称)せたがや平和資料館事業方針検討委員会の中で議論して決めたとの説明があった。 ・条例の第2条に多目的室の記載をした方がよいとの意見があった。 ・平仮名を用いた「せたがや平和資料館」では、この名称自体が愛称に見えるので、条例上の名称は「せたがや平和資料館」ではなく、「世田谷区立平和資料館」に変更するべきではないかとの意見があった。 <p>【修正事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例上の名称を「世田谷区立平和資料館」に変更する。 ・条例(素案)第2条に「多目的室」の記載を追加する。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>
	3	<p>世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方(素案)について</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもを支援する放課後児童デイサービスと学校との連携が図れるとよい。 ・財政面も踏まえた全体の事業計画の作成を検討すること。 ・特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習について、理解を深め仲良くなる時間になるよう、運用など工夫してほしい。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>
	4	<p>二子玉川東地区再開発第2期事業における公共施設等の整備状況について</p> <p>政策経営部 危機管理室 障害福祉担当部 生活拠点整備担当部 教育委員会事務局</p> <p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設製品の販売については、販売用ワゴンを置くなどして、販売方法を工夫すること。 ・防災倉庫については、区、施設管理者、周辺地域などが一体となって取り組む、帰宅困難者対策にも資するものとの説明があった。 ・スタジオ利用については、関係所管で活用案を出しながら、公共的利用を施設側と協議調整していくとの説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>

審議概要	5	世田谷区都市整備方針の改定(「地域整備方針」(素案))について	総合支所 都市整備部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出の区民アンケートや説明会では、昨年度改定の「第1部 都市整備の基本方針」について、参加者とどの程度共有したのか、という質問に対し、アンケートは無作為抽出だが、説明会では昨年度の「都市整備の基本方針」の検討に参加いただいた方もいた。また、冒頭で第1部の改定について振り返るようにし、情報共有を図ったとの説明があった。 ・パブリックコメントも最近はなかなか意見が出てこないので、本件のような全体の計画策定の際に色々意見を出してもらおうよう工夫すること。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする</p>	
	6	風景づくり計画見直し素案について	都市整備部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風景は、建物高さの見直しなどとリンクして考えられるのではという質問に対し、風景づくり計画では高さの制限はしていない。地区計画や景観地区へ誘導することはできるとの説明があった。 ・色彩基準について、既に基準を超えているような看板等を目にするが、どのような対応をとることになるのか、という質問に対し、計画素案で示しているのは建物本体の色についてであり、看板等の屋外広告物については、今後作成するガイドラインにより誘導していくことになるという旨、また、都条例との関係上強制措置はできない旨の説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
	7	「世田谷区自転車ネットワーク計画」(素案)について	土木事業担当部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要版「3. 自転車ネットワーク路線の選定・整備形態の選定」の(2) 自転車走行帯の写真を見ると、随分細かい印象がある。排水溝部分は走行可能なのか。また、自転車専用通行帯自転車走行帯それぞれの幅員は、という質問に対し、青色表示は、車道の左側を走行することを示すのが目的であり、青色の部分のみを走行範囲とする意味ではない。排水溝部分も走行可能である。自転車専用通行帯は排水溝も含めて1.5m以上。自転車走行帯は排水溝も含めて1.0m以上。概要板の写真は、排水溝部分50cm、整備部分が40cm程度である。今後整備するものは、排水溝を半分の幅にして走行しやすくするとの説明があった。 ・「自転車ネットワーク計画」という名称だと、コミュニティサイクルの整備計画のようなイメージを抱いてしまう。名称は「走行環境ネットワーク計画」の方がいいのではないかという意見に対し、整備済の「がやリン」やレンタサイクルポートも繋ぐネットワークであり、走行環境のネットワークを整備するという主旨で名称を考えているとの説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
	8	「世田谷区豪雨対策行動計画(後期)」(案)について	土木事業担当部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透ますの助成状況は、年250件程度で横ばいの状況。助成開始時点では、地下水涵養の面からの助成だったが、平成23年度から豪雨対策として対応したため、助成件数が増加した。今後は個別住宅への件数を増やしていくことが課題との説明があった。 ・全国的に豪雨災害が話題になっている状況下で、区民意見募集の結果が4件は少ない。モデル地区を対象に重点的に意見を聞く等、やり方を工夫すること。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
	9	「世田谷区がん対策推進条例」(案)について	世田谷保健所
	<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月に実施したパブリックコメント等を踏まえ、修正した条例案について説明があった。 ・喫煙率の低下に触れている点は、条例の特徴であるとの説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>		

審議概要	10	(仮称)世田谷区立上馬複合施設新築工事の基本設計(案)について	世田谷総合支所 高齢福祉部
		【意見等】 ・社会福祉協議会に関する記載を資料へ追記するよう検討すること。 ・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターの窓口のレイアウトについて、砧まちづくりセンターの検証をしながら、具体的な計画を示すこと。	
		【修正事項】 ・説明資料に社会福祉協議会の記載を追加する。	
		【審議結果】 付議事案を了承とする。	
	11	第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27～29年度)における地域支援事業について	高齢福祉部
		【意見等】 ・第6期の介護保険制度改正により、変更が生じる事業体系についての説明があった。	
		【審議結果】 付議事案を了承とする。	
12	世田谷区認知症カフェ開設支援事業の実施について	高齢福祉部	
	【意見等】 ・整備箇所は27か所に限定せず、27か所「以上」とすること。 ・施設の利用に関することなどは、都市整備領域とも連携して進めること。		
	【修正事項】 ・整備箇所の記載を「27地区で各1か所以上」に変更する。		
	【審議結果】 付議事案を了承とする。		
13	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育料条例(案)について	子ども・若者部 教育委員会事務局	
	【意見等】 ・新制度の施行により保育料の算出基準が所得税から住民税に変更になることで、保育料が増減する世帯があることの説明があった。		
	【審議結果】 付議事案を了承とする。		
14	保育料負担軽減補助事業の見直しについて	子ども・若者部	
	【意見等】 ・負担軽減補助の算出基準を保育料と同様に所得税から住民税に変更することにより、補助額の階層が変更になる世帯が生じることについての説明があった。		
	【審議結果】 付議事案を了承とする。		
15	世田谷区立青少年交流センター条例について	子ども・若者部	
	【意見等】 ・各青少年交流センターに共通する学習室、読書室などの施設については、それぞれの青少年交流センターで名称が異なっているため、分かりやすい名称となるよう検討すること。		
	【修正事項】 ・池之上の「読書室」、野毛の「学習室」の名称を「読書室」に統一し、池之上の「学習室」の名称を「学習室(交流室)」に変更する。		
	【審議結果】 付議事案を了承とする。		
備考			
所管課 (会議録作成所管)	政策経営部 政策企画課		